

平成19年4月17日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
30番 谷口攝久

副議長 牟田勝浩
2番 浦泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里已
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
29番 黒岩幸生

2. 欠席議員

28番 富永起雄

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 緒方正義
次長兼総務係長 黒川和広
議事係長 松尾和久
議事係員 森正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市			長	樋	渡	啓	祐
副		市	長	古	賀		滋
副		市	長	大	田	芳	洋
教		育	長	庭	木	信	昌
総	務	部	長	大	庭	健	三
企	画	部	長	末	次	隆	裕
営	業	部	長	前	田	敏	美
ま	ち	づ	く	り	部		定
会	計	管	理	部		基	治
教	育	部	長	森		堯	示
総	務	課	長	古	賀	雅	章
財	政	課	長	古	賀	義	博
企	画	課	長	久	原		真
				角			

議 事 日 程 第 1 号

4月17日(火)10時開議

日程第1		会期の決定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		市長の提案事項に関する説明
日程第4	第1号議案	専決処分の承認について(武雄市税条例の一部を改正する条例)(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第5	第2号議案	専決処分の承認について(平成18年度武雄市一般会計補正予算(第9回))(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第6	第3号議案	財産の処分について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第7	第4号議案	平成19年度武雄市一般会計補正予算(第1回)(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第8	選挙第1号	杵島工業用水道企業団議会議員の選挙(選挙)

開 会 10時

議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。ただいまから平成19年4月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第1号議案から第4号議案まで4件の議案を一括上程いたします。

日程第1.会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問いたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。高木議会運営委員長

議会運営委員長(高木佐一郎君)〔登壇〕

おはようございます。平成19年4月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開き協議をいたしました。その結果について御報告申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1.会期及び会期日程について、第2.付議事件の審議順序及び委員会付託の要否について、第3.杵島工業用水道企業団議会議員の選挙について、以上3項目でございます。

本臨時会において審議されます案件は、ただいま議長から上程になりました事件決議議案3件及び補正予算議案1件の計4件の議案と、その他に杵島工業用水道企業団議会議員の選挙でございます。

審議順序は議案番号順に行い、いずれの議案も所管の委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致を見ました。

以上のことから考えまして、会期は本日17日の1日間が適当である旨、決定をいたしました。

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日17日の1日間と決定いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日17日の1日間と決定いたしました。

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

武雄市議会会議規則第81条の規定に基づき、会議録署名議員に4番松尾陽輔議員、7番古川議員、30番谷口議員、以上3名を指名いたします。

日程第3．市長の提案事項に関する説明を求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

おはようございます。平成19年4月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました事件決議議案及び補正予算議案について、その概要を私から御説明申し上げます。

まず、「第3号議案 財産の処分について」につきましては、旧「武雄簡易保険保養センター」の資産を売却するため、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本件につきましては、さきの臨時会におきまして日本郵政公社が所有する旧「武雄簡易保険保養センター」の土地及び建物等の財産の取得について議決をいただき、4月1日付で本市の所有となる手続が完了したところであります。今回、宿泊施設として引き継いで経営していただく事業者を決定いたしましたので御報告をし、財産の処分について御提案をするものであります。

また、平成19年度武雄市一般会計補正予算（第1回）につきましては、この旧「武雄簡易保養センター」の処分に伴い、歳入で今回の売り払い代金の107,500千円を計上し、歳出では郵政公社から本施設を購入する際に取り崩しておりました財政調整基金へ購入金額と同額を積み立てることとし、残額は予備費に計上しております。

その他、平成19年3月30日付で「武雄市税条例の一部を改正する条例」「平成18年度武雄市一般会計補正予算（第9回）」について専決処分を行いましたので、これらについて承認

を求める議案を提案しております。

以上、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明いたしました。詳細につきましては、御審議の際に補足させていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

これより審議に入ります。

日程第4 . 第1号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

おはようございます。第1号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案書の3ページでございます。

今回、御承認をお願いいたしております武雄市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が第166回通常国会において可決成立、3月30日をもって法律第4号として公布、4月1日施行となり、それに伴う所要の改正を4月1日から施行される分について、専決処分により改正させていただいたものでございます。

それでは、改正の概要を説明させていただきます。

まず、第95条及び4ページの附則第16条の2第1項から第3項につきましては、市たばこ税の附則に規定されている特例税率を廃止し、本則税率とする改正でございます。

第131条第5項につきましては、特別土地保有税の納税義務者等に関する分で、条文の整備に伴う改正でございます。

次の附則第10条の2第4項及び第5項につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する分で、条文の整備に伴う改正でございます。

また、附則第10条の2第6項につきましては、高齢者や障害者等が居住する住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税減額措置を創設する改正でございます。

次に、附則第11条の3につきましては、鉄軌道用地の評価方法を変更する改正でございます。

次に、4ページの附則第19条の3につきましては、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限を1年延長する改正でございます。

次に、附則第20条第7項につきましては、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例の適用期限を2年延長する改正でございます。

次の附則第20条の4第3項につきましては、条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の

特例の適用期限を1年延長する改正でございます。

次に、附則第20条の5につきましては、租税条約の規定に基づき日本国内居住者が条約相手国の社会保険料を支払った場合、社会保険料控除の対象とする改正でございます。

次に、附則でございますが、第1条で施行期日を定めております。

第2条では市民税に関する経過措置、5ページの第3条で固定資産税に関する経過措置を設けております。

以上で第1号議案についての補足説明を終わらせていただきます。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第1号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第1号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第1号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第1号議案は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第1号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については承認することに決定いたしました。

日程第5 . 第2号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第9回）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第2号議案 専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

補正予算書1ページをごらんいただきたいと思います。と存じます。

今回の専決では、第1条で債務負担行為の補正を、第2条で繰越明許費の補正をいたしております。

まず、債務負担行為の補正でございますが、補正予算書2ページに掲げております第1表 債務負担行為補正のとおり、武雄市土地開発公社が金融機関から借り入れる事業費に変更が生じたので、補正を行ったところでございます。

次に、補正予算書 3 ページになりますが、第 2 表のとおり繰越明許費の追加と変更を行い、繰り越しにより事業の進捗を図ることといたしております。

以上、本年 3 月 30 日付で専決処分をいたしました平成 18 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）の補足説明でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第 2 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。4 番松尾陽輔議員

4 番（松尾陽輔君）〔登壇〕

1 点だけ確認をさせていただきたいと思います。

債務負担行為の説明がありましたけれども、金額的には 8 億円の変更になっております。先ほど事業の変更ということで説明を受けましたが、もう少し中身の説明をしていただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

平成 19 年 3 月 26 日の武雄市土地開発公社理事会におきまして、平成 18 年度末の借りかえ額を 1,877,112 千円というふうに確定したところでございます。借りかえ前額が 2,062,257 千円のうち、水道事業会計分として 10 億円について水道事業会計の性質上、平成 18 年度中に返済をするべきことになりました。そういうことで、借りかえ後額 1,877,112 千円の全額を金融機関等より一時的に借り入れることになったということでございまして、これは昨年 6 月でございすけれども、本予算での債務負担行為限度額が 1,062,257 千円というふうになっておりましたので、この期間内に金融機関から借り入れる額を上回ったということで、今回、その不足額を債務負担行為補正として限度額の増額を行ったところでございます。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

繰越明許費についてですけれども、最近、ちょっと繰越明許費が多くなっているなと思うんですけれども、今回、建設委員会もなく、この白水唐原住宅線の方が何でこう遅くなっているのか。最近、理由をきちっと説明せずに繰り越しになっている場合が多いと思うので、ここでこの説明をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

この白水唐原住宅線、これにつきましては、18年度、用地買収をする予定でございました。それで、用地買収の中でどうしても難航しまして、同意が得られないという結論に達しましたので、その分の用地補償費につきまして工事費に流用し……（発言する者あり）はい、工事費に流用して、急ぐのり面工事に充てるということになりました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	10時14分
再	開	10時15分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

済みません、訂正いたします。

用地費を工事費の方に流用して、そのお金をそのまま繰り越し、そして、新年度早々に工事を発注するということになりました。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第2号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第2号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第2号議案は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第2号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第9回）の専決処分の承認については承認することに決定いたしました。

日程第6 . 第3号議案 財産の処分についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第3号議案 財産の処分について補足説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

本件に関しましては、さきの臨時議会におきまして、日本郵政公社が所有する旧「武雄簡易保険保養センター」の土地及び建物等の財産の取得について議決をいただいたところでございますが、このたび当該物件を売却することとしたいため、本議案を御提案するものでございます。

処分する財産のうち、土地については5,000平米以上、建物等について20,000千円以上となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものです。

資産の内容につきましては、議案書に掲載しているとおりでございます。土地が3筆で1万6099.55平方メートル、建物が6棟で5691.57平方メートル、その他構築物等一式でございます。建物のうち車庫につきましては、財産の取得の際は93.98平方メートルとなっておりますが、日本郵政公社が発足した平成15年において公社が誤って所有権登記を行っていたことが判明したため、今回、正規のものに更正し、売却するものでございます。

処分価格につきましては、土地及び建物等を合わせて消費税を含めて107,500千円でございます。公社からの購入金額に売却する事業者に負担していただく固定資産税相当額等を加算した額といたしております。

応募状況についてでございますが、応募登録を3月2日に締め切りましたが、4社が応募登録をされました。登録順に申し上げますと、有限会社武雄ボウリングセンター、株式会社タイザン、有限会社梅吉、株式会社グッドナビの4社でございます。正式な応募書類の提出期限を3月20日に締め切りましたところ、このうち株式会社タイザンと株式会社グッドナビの2社が応募されたところです。その後、株式会社タイザンが辞退されたため、最終的には1社となったところでございます。

処分の相手方につきましては、この株式会社グッドナビ代表取締役・岡田和人氏で、この会社は平成19年2月14日に設立され、武雄町大字富岡において事業を営まれております。

なお、仮契約書、処分の相手方の履歴書、履歴事項全部証明書につきまして議案資料でお示しいたしております。

以上、簡単でございますが、第3号議案 財産の処分についての補足説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第3号議案に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

財産の処分について質疑をいたしたいと思います。

かんぼの宿の方が転売できるようになって、よかったと思っております。それで、ちょっと契約の中で心配することがありますので、質疑したいと思います。

それは第10条、第11条、第12条にかかわることです。第10条で、この物件を5年間、旅館とか飲食業及び公衆浴場業に供さなければならないと。そして第11条では、それができないときには契約が解除される。第12条では、解約したときの条件が書いてありまして、武雄市は購入金額を返すということになるわけなんですけれども、そういうことになれば、5年前にもうちょっとそういう経営はできないと、市に特約的な形でこの条項に従って買い戻してもらいたいということになれば、それはそれで、また新しい温泉施設の人に売ればいいと思うんですけれども、結局、今、ハイツの場合には賃貸で貸しておりますけれども、固定資産税分と建物の償却分というですかね、この1,000千円、1,000千円の月額2,000千円の料金設定になると思うわけなんですよね。

そこで、これが4年幾らか使って解約した場合に、固定資産税は各自払っておりますけれども、結局、消耗という部分が、向こうが無料賃貸というですかね、そういうふうな形にもなると思うわけです。そこで、この契約の最後の第17条に定めのないときにはお互いに話し合って決めるという項目はありますので、そこで、5年以内にお金を返還した場合には家賃相当分の月額1,000千円の支払いを求めるような形にできないものかについてお聞きします。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、「武雄温泉ハイツ」でございますけれども、これは有償で貸し付けている物件でございます。今回の旧「武雄簡易保険保養センター」につきましては、売買契約により売却するというものでございます。したがって、仮に解除権を行使したとしましても、相手方に賃貸料等の負担が生じるということはないものというふうに理解をしております。

しかしながら、議員おっしゃるように仮に解除権を行使した場合、これは第13条の規定によりまして、原状回復義務及び売買物件の滅失、棄損したときの損害賠償の責任が生じるというようなことをうたっておりますので、こういったことを発動しますと、相手方の一定の負担は避けられないというふうに考えておりますので、おっしゃるような特約条項的な分は設けていないところでございます。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

消耗分については、請求できるからということですね。その消耗分というのが結局、今、住宅を貸すときも自然に消耗している部分もあって、なかなかそれがちょっと難しいかなと思います。できればそういうふうなことで、基本的には解約をしないという前提でやっておられると思いますけれども、これを見れば、地元の方は結局こういうのを抱えても何年か後に責任持てんもんなど。そいけん、ちょっと応募を自重しようかなという方もたくさんおられたと思うんですね。だから、こういうのが5年でだめになったら消耗した分だけ払えばいいということであれば、もっと応募される方も多かったんじゃないかなというふうに私は思うわけなんです。そういうふうに思います。

そして、第2点として、市長がこだわる地元優先ということで、地元優先やったり、本社機能移転ということの根本にあることは、武雄の地域に役立てようと、地元の人に有利になっていただこうということとされていると思います。それで、私も本社機能ということで大きな本社が武雄に移ってくれば、それなりの人数を抱えて簡保以外にも人員がたくさん武雄に寄ってくるのではないかなというふうにも、その本社機能移転にそういうふうなことを感じておったわけです。しかし、契約書、登記書とか見れば目的会社会的な分離した会社になっておまして、今、この本店地というところにも看板も建っていないようですし、事業活動が大きな、人間をですね　大きな看板も建っていないようです。私の考える本店移転とは大きく違っていたかなと。

そういうことで、結局のところは法人市民税が入ってくるということで、別にどっかの支店であっても同じことになっているんじゃないかなと.....（発言する者あり）いや、説明よ、説明。

だから、結局は本社が移転したことで余り武雄にメリットはなかったかなと。そうならば、今度は従業員さんもまたよそから連れてきたじゃなくて、従業員さんなりはほとんど地元の方で雇われていると。国立病院が国から移譲されるときも、前の従業員さんを全員使えば幾らですよと、2分の1雇ってもらえば幾らですよと、3分の1使ってもらえば幾らですよというようなことがあったと思いますけれども、あと残るは地元の従業員をたくさん雇うということになるんですけれども、その辺も契約の特記の中で話し合っていただけないかなと思いますので、質問いたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まあすれば、こう言われる、今回の質問には本当に私はちょっと残念であります。もともといいところに来ていただいて、本社を移転してこういう経営をしていただくというのが今回の本旨であったにもかかわらず、もう言うつもりはありませんでしたけれども、某個人の新聞でああいうふうに書かれて風評被害を流された。その中で、我々はベストを尽くして、

あるいはそういう会社によつて来てもらったというふうに私は本当に感謝をしたかわけですね。それにもかかわらず、こいが足りん、あいが足りんということに関していえば、私はどういふことかというふうに思わざるを得ない。

その上で、私としては、答弁に入りますけれども、まず、地元の採用等々についてはきちんと配慮するように私の方からも申し上げる次第であります。これは当たり前の話であります。それともう一つが、もしそういう経営をしなかったら企業として成り立たんわけですね。だから、それは重々当該企業も配慮をされると思いますし、心配御無用であるというふうに申し添えて、答弁を終わらせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。13番前田議員

13番（前田法弘君）〔登壇〕

済みません、ああ言えば上祐ということですので、こう言えば上祐を言いたいと思います。この公募要領に数社あった場合のコンペのようなことはあったと思いますが、最終的に4社から2社、そして1社というふうになってから、その審査がどのような形で行われたのかお尋ねをしたいと思います。

これは西日本新聞でしたが、「最終的に2社が応募したうち、1社が辞退したため選定委員会を設置せず、部長らで構成する庁議で審議」とあります。選定委員会なるものをつくらなかった理由、それと庁議でこういうことを決められた、その理由をお尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

補足説明の中で申し上げましたように、当初、複数の応募者がありました。その場合は選定委員会を設置するというように公募要領の中に書いておりましたけれども、今回、最終的には1社になったということで、応募者が1社のみであったというようなことで、市の政策決定機関でございます庁議において提出書類等によって審査決定したということでございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。
第3号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は起立により採決を行います。

第3号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第3号議案 財産の処分については原案のとおり可決されました。

日程第7 . 第4号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第4号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、先ほど第3号議案で申しあげましたように、旧「武雄簡易保険保養センター」の処分に伴う補正をお願いいたしております。

補正の内容でございますが、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条の歳入歳出予算の補正において歳入歳出の予算の総額にそれぞれ107,500千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ18,844,236千円といたすものでございます。

それでは、内容について補正予算説明書の方で御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、補正予算説明書の(3)ページをごらんください。

16款・財産収入、2項・財産売払収入で、旧武雄簡易保険保養センターの売払収入を計上しております。

次に、歳出でございますが、補正予算説明書の(4)ページをごらんください。

2款・総務費、1項・総務管理費において財政調整基金への積立金98,500千円を計上いたしております。これは本年1月の臨時議会をお願いいたしましたとおり、武雄簡易保険保養センターを日本郵政公社から購入する際、購入費の財源として財政調整基金を取り崩して対応いたしておりましたので、今回、購入費と同額の98,500千円を財政調整基金に積み立てることにいたしております。

なお、売払収入と積立金との差額9,000千円につきましては、14款・予備費に計上いたしております。

以上、第4号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第1回）についての補足説明でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第4号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第4号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第4号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は起立により採決を行います。

第4号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第4号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第1回）は原案のとおり可決されました。

日程第8 . 選挙第1号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙を行います。

杵島工業用水道企業団議会議員、前経済部長松尾茂樹君の辞任に伴い、企業団規約第5条第1項第2号の規定に基づき、本議会が市の補助職員の中から1名を選挙するものであります。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と同条第2項の規定による指名推選との二つの方法があります。

そこで、お諮りいたします。この選挙につきましては、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。規約第5条第1項第2号の規定に基づく議員に武雄市副市長古賀滋君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました武雄市副市長古賀滋君を杵島工業用水道企

業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました武雄市副市長古賀滋君が杵島工業用水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました古賀副市長が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

以上で本日の日程並びに本臨時会の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成19年4月武雄市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 10時37分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

” 副議長 牟 田 勝 浩

” 議 員 松 尾 陽 輔

” 議 員 古 川 盛 義

” 議 員 谷 口 攝 久

会 議 録 調 製 者 緒 方 正 義